## 総務政策常任委員会会議録

令和3年1月21日

場 所 宮崎県防災庁舎7階 防75・76号室

令和3年1月21日(木曜日)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

## ○その他報告事項

- ・ 庁内におけるワーケーションの推進体制について
- ・国文祭・芸文祭みやざき2020大会概要について
- ・宮崎県東京ビル再整備事業基本計画(案)について

出席委員(8人)

委 員 長 野 﨑 幸 士 副 委 員 長 太 田 清 海 委 員 坂 博 美 委 員 丸 Ш 裕次郎 員 下 委 Ш 寿 委 雅 洋 員 佐 藤 委 員 来 住 一人 井 上 紀代子 委 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

-V BB - 2 2 2 1 2 4 2 2 4

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 渡邊浩 司 総合政策部次長 重黒木 清 (政策推進担当) 総合政策部次長 酒匂 重 久 (県民生活·文化祭担当) 総合政策課長 武 渡久山 志 中山間·地域政策課長 川端 輝 治 みやざき文化振興課長 兒 玉 さわ子 国民文化祭·障害者 坂 元 修 芸術文化祭課長

記紀編さん記念事業推進室長 河 野 龍 彦 情 報 政 策 課 長 鎌 田 伸 次

総務部

総務 吉 村 久 部 長 人 亨 危機管理統括監 藪 田 総務部次長 高 幹 夫 日 (総務・市町村担当) 県参事兼総務部次長 堀 和 幸 // (財務担当) 危機管理局長 温 水 豊 生 兼危機管理課長 総 務 課 長 俊 彦 袁 Щ 財 政 長 渉 課 石  $\blacksquare$ 財産総合管理課長 蕪 美知保

事務局職員出席者

議事課主任主事 渡邊大介総務課主事 合田有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程表のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇野崎委員長** それでは、そのように決定いた します。

次に、報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いいたします。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総 合政策部でございます。本日もよろしくお願い いたします。

それでは、お手元にお配りしております常任 委員会資料を御覧いただきたいと思います。 表紙の下のほうに目次がございます。本日は、 御覧のとおり2つの案件につきまして報告させ ていただきたいと思います。

詳細につきましては、この後、担当課長のほ うから御説明をさせていただきます。

私からは、以上でございます。

〇川端中山間・地域政策課長 それでは、委員 会資料の1ページをお開きください。

中山間・地域政策課からは、庁内におけるワーケーションの推進体制について、御説明いた します。

まず、1の概要であります。

ワーケーションにつきましては、観光地等で休暇を取りながら、テレワークを行う新たな働き方として、コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの進展の中で、国においても強く推進する動きとなっております。

このような中で、本県におけるワーケーションの受入れの取組を円滑に進めるため、庁内の関係課室と連絡会議を設置し、情報の収集や共有化及び市町村や民間宿泊事業者と連携した取組を図っていくこととしたところでございます。

次に、現在の県内の主な取組状況を2に記載 しております。

まず、県の取組でありますが、6月議会で議決をいただいた山村・木材振興課の森林空間を活用したワーケーション支援事業により、市町村向けの研修会の開催や市町村が実施する森林空間での体験プログラムの開発、Wi一Fi環境の整備等を支援しているところでございます。

また、後ほど説明いたしますが、ワーケーション庁内連絡会議を当課が中心となって立ち上げたところであります。

次に、市町村での取組でありますが、下に写真を掲載しております。これは日向市が11月に

実施した実証事業の様子と、椎葉村が古民家を 改修したワーケーション施設の写真を掲載して おります。

この日向市や椎葉村をはじめ、9市町村で国や県の補助事業の活用等により、コワーキングスペース等を活用した実証事業や誘致活動が行われているところであり、各地域でも取組の芽が出始めているところでございます。

宿泊事業者においては、全てを把握している 状況ではありませんが、シーガイアやANAホ リデイ・インリゾート宮崎等でワーケーション 対応の宿泊プランの提供が行われていると伺っ ているところであります。

2ページを御覧ください。

3のワーケーション庁内連絡会議についてです。

先ほど申し上げました現状等も踏まえまして、 庁内複数部局での取組の調整、市町村、民間、 県外での取組の情報収集・共有化等を図ること を目的としまして、当課を事務局として、情報 政策課、山村・木材振興課、企業立地課、観光 推進課、中山間農業振興室の5課1室をメンバ ーとしまして、ワーケーション庁内連絡会議を 設置し、1月8日に第1回目の会議を実施した ところであります。

第1回目の会議では、各課室の取組や市町村の動きなどの情報を共有したところであり、将来的な移住や誘客、企業誘致と様々な可能性のある取組であることから、庁内で連携して進めていくことを確認したところです。

4のワーケーション自治体協議会(WAJ)についてですが、この協議会は、和歌山県や長野県が中心となって、地方でのワーケーションの認知度向上や情報交換を目的として、令和元年11月に設立されたものです。

昨年12月末現在で、18道県、139市町村の157 の自治体が参加しており、会長は和歌山県知事 で、同県が事務局を担っております。

本県も他自治体との連携や情報収集を図るため、当課が窓口となって今月14日に参加したところです。県内では県のほかに日向市が加入しております。

最後に今後の取組についてであります。

この連絡会議等の体制を通じまして、関係部局や市町村等と連携しながら、施設整備や通信など受入れ環境の整備を進めますとともに、都市部の働き手や企業に向けた情報発信や県外事務所を活用しての誘致活動、旅行事業者との連携などを進めてまいりたいと考えております。

〇坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国 文祭・芸文祭みやざき2020の大会概要について、 御説明をいたします。

常任委員会資料の一番最後のページになりますけれども、3ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国文祭・芸文祭につきましては、今年の7月3日から10月17日までの開催としたところでありますが、1の延期後の大会プログラムについてにありますとおり、大会の基本方針、県実行委員会主催事業の4つのフォーカスプログラムのテーマなど、大会の骨格となる部分は変更せず、出演者や会場の調整、市町村実行委員会との協議を踏まえ、プログラムの再構築を進めてきたところであります。

2の概要についての(2)の実施事業についてでありますが、1月6日現在におきまして、 県実行委員会主催事業は40の事業を行うことと しております。

具体的な内容でありますが、①の総合フェス ティバルとして、開会式、閉会式、そして大会 期間中に屋外イベントを開催いたします。

また、②のフォーカスプログラムとして、一つ目の柱であります記紀・神話・神楽につきましては、県内外の神楽等の魅力や特色に触れていただくプログラムのほか、本県にゆかりのある文化人をお招きして、神話の源流みやざきを発信するための講演会などを行います。

二つ目の柱、宮崎国際音楽祭につきましては、 毎年春に開催されております宮崎国際音楽祭を、 来年度は大会期間に合わせて実施するほか、観 光列車「海幸・山幸」に乗って、吉都線・日南 線沿線の地元の食や音楽を楽しめるプログラム などを実施いたします。

三つ目の柱、若山牧水につきましては、牧水が帰郷するまでの人生を短歌と音楽で描くオペラを実施するほか、日向市で開催されております牧水短歌甲子園、岩手県盛岡市で開催されております全国高校生短歌大会、富山県高岡市で開催されております高校生万葉短歌バトルのそれぞれの短歌大会の優勝校と、宮崎県内の実力校が交流戦を行うプログラムなどを実施いたします。

四つ目の柱、宮崎の食文化につきましては、 宮崎の食の魅力や文化を探求する講演会のほか、 参加者が、見て・聞いて・食べてと五感で楽し んでいただける体験ツアーなどを予定しており ます。

お手元の右肩に別添資料と書いてある資料の 3ページに、ただいま御説明いたしましたプログラム以外の事業も含めて、一覧表として整理 しております。こちらは、後ほど御覧いただければと思います。

常任委員会資料に戻りまして、次に③のパートナーシッププログラムであります。

このプログラムは、まちづくり団体や文化施

設、民間事業者など様々な団体と連携して取り 組む事業でありまして、県総合文化公園におい て、プロジェクションマッピングやデジタルア ートなどにより、光と神話を演出するプログラ ムなどを実施することとしております。

次に、④の共に生きて共に感じる芸術・文化 プログラム、こちらは、障害者芸術・文化祭の プログラムとなりますが、本県在住のピアニス ト、野田あすかさんにも御出演いただく「わた ぼうし宮崎コンサート」のほか、県内外から障 がい者アートを公募し展示する全国障がい者ア ート作品展などを行います。

先ほどの別添資料の5ページに、障害者芸術・文化祭のプログラムを一覧表にしてまとめておりますので、また後ほど御覧ください。

最後に、市町村実行委員会主催事業でありますが、県内全市町村において102の事業を実施する予定となっております。別に公式パンフレットというカラーのパンフレットをお配りしておりますけれども、これは観音開きになっております。これを完全に見開いていただきますと、市町村で実施される各プログラムが掲載されております。神話・民族・歴史、音楽、美術、演劇など、それぞれの地域の特色を生かした文化・芸術プログラムを各市町村において行うこととしております。

なお、先ほど御説明いたしました県実行委員会主催の事業数と市町村実行委員会主催の事業数に、今年度先行して実施しておりますさきがけプログラムを含めますと、当初予定しておりました事業数を上回る予定であります。

委員会資料の3ページに戻っていただきますが、3のその他であります。

各イベントに御出演いただく出演者につきま しても、おおむね出演の交渉がまとまりました。 ただいま御説明いたしましたプログラムの詳細 と併せて、来月になりますが、2月に公表を行 う予定としております。

大会本番まで160日余りとなりましたが、引き 続き関係機関などと連携を図りながら、しっか り準備を進めてまいりたいと考えております。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。 何か質疑はございませんか。

○来住委員 国文祭に関することですが、とにかくコロナが収束をすることを願っているわけですけれども、会期としては、107日間と非常に長く、しかも今報告されましたように相当な数の事業数があります。そういう意味で、コロナが仮に収束しない場合を出演者の皆さんも心配されていると思うんですけれども、その辺の判断はずっと後になると思います。それから感染状況よって、例えば最初の催しを中止したり、収束したので最後の催しはやるとか、いろいろな対応が考えられるんですけれども、その点は、どのように理解すればいいですか。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 今 委員がおっしゃいましたとおり、コロナの感染 については先が見えなくなっているわけでござ いますけれども、今のところは来年度の大会に 向けてしっかり準備を進めてまいりたいと思っ ています。

今後、新型コロナウイルスの感染状況について、収束の気配がなかなか見られないという場合には、主催者は県だけでなく文化庁や厚生労働省も入っておりますので、その対応について改めて協議していく必要があると思っています。

今年も新型コロナウイルスがある中で、ウイズコロナの中で、私どもはこの大会を延期しましたけれども、一部のプログラムにつきましては、さきがけプログラムという形で、感染対策

を講じた上で幾つかの事業を展開させていただいております。それは、施設内であるものについては、入場者を半減するとか、ソーシャルディスタンスを取っていただくとか、いろいろな対策を講じているわけですけれども、そのさきがけプログラムを実施する中で、基本的には感染対策をしっかりと講じれば、それなりの文化イベントは開催できるのだという感触はつかんでおります。

国のガイドラインにつきましても、一部、今はまだ厳しくなっていますけれども、感染状況が落ち着いた中では、文化イベントについては100%、中にお客様を入れて開催してもいいというふうなところまで来ております。その時々のフェーズがあると思いますけれども、それに合わせた形で実施していくことになるかと思っております。

基本的には、当初予定していたような形でできるのではないかと考えております。

○来住委員 ワクチンの信頼性もいろいろある みたいですけれども、ワクチンの接種が来月か ら全国的に始まるり、これが進んでいけば、ま た違った展開が考えられると思いますので、ぜ ひとも頑張っていただくよう、よろしくお願い します。

○太田副委員長 資料の1ページの庁内におけるワーケーション推進体制についてですが、概要のところに、米印でワーケーションの説明があります。私は仕事と休暇を組み合わせるものというくらいでしか分からないのですが、これは働き方改革の一環でもあって、ゆとりを持った働き方という感じもあるかなと思います。休みと仕事を同時にやるというのは、私のイメージとしては、例えば年休の届出をしながら、休暇を取りながら仕事をするというイメージがあ

り、労働基準法の扱いなどが法的にも変わって いかざるを得ない気もします。働く勤務時間の 基準法的なところから、この辺はどうなるのか と思うわけですが、法的な改正も何か考えられ ているのでしょうか。

〇川端中山間・地域政策課長 確かに休暇の中で一部仕事をする形になりますので、労働法制 上の取扱いは、非常に曖昧な状態でスタートしているように思います。

ただ、今後、新しい働き方として、年休ではなくて休暇の中で一部仕事をするということで、年休の中に仕事の時間が入ってくるというか、細かく切り分けていけば勤務時間という扱いになるのではないか——要は、今リモートワークがどんどん進んでいますけれども、在宅勤務の一部の時間ならば、勤務時間ということで届け出ようとすると、残りが年休の時間という形になっており、厚労省が就業規則のモデルを示しているということでございます。

あと、ここではワーケーションという言い方をしておりますけれど、最近、政府のほうではブレジャーという言葉を使っておりまして、地方への出張の前後に休暇を入れて、出張ついでに休暇を取るというスタイルを進めていこうという話になっております。

観光庁の狙いですけれども、もともと我が国の休暇のスタイルは一泊二日とか日帰り旅行で、時期も集中してしまっているんですが、これをワーケーションのような取組を進めることにより、1週間程度の長い期間、家族と一緒に田舎とか観光地に滞在する中でどうしても仕事で外せない連絡といったときに勤務をすることで、長期の休暇を取るやり方を進めていきたいという狙いがあると伺っております。そういうことで、その家族帯同の休暇を分散して、例えばで

すが、ヨーロッパのバカンスのように日本人の働き方を変えていこうという狙いがあると伺っております。

○太田副委員長 分かりました。テレワークは 少し分かりそうな気がするんです。自宅にいな がら会社との関係をつくっていくという意味で は、それはありかなという気がします。

こういうコロナ時代にどんな働き方があるのかということで、常任委員会資料の1ページの2の県内での主な取組状況を見ると、県や市町村、宿泊業者が対応ができるようなビジネスをつくっておられるようですけども、確かにその辺は、就業規則とか法体系も少しいじりながら整備されていくといいのではないかという気がいたします。

そして、県でも山村・木材振興課などでワーケーションの可能性を探っておられるんだろうと思います。県としてどんなワーケーションが可能か、一つ可能性を探っていただいて調査をしていただきたい。私としては、働き方の法的な対応が十分にされていくといいなとの思いで質問をさせてもらいました。

○佐藤委員 令和3年初であります。執行部の 皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。 また、委員の皆様もどうぞよろしくお願いいた します。

将来におけるワーケーションの推進体制について質問させていただきます。

コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの 進展という宮崎県にとっては非常にいい方向に 進んでいると考えます。資料には市町村等でコ ワーキングスペースを利用した実証実験、誘致 活動も行われていると記載してありますが、イ ンターネットの環境が市町村等でしっかり整っ ているのか、それからWi一Fi環境の整備等 の支援、この辺りがどこまで進んでいるのか心 配であります。

あちこちにWi一Fiが設置してあるので、使ってみますけれども、なかなか使いにくく、担当の方々に説明を求めてもよく分からないので、結局は自分の携帯の電波でやり取りする。せっかく各市町村がWi一Fi環境を整備していても、それを使いこなせていない、使いこなせるような説明ができていないとそれぞれの場所で感じることもあります。

それからコワーキングスペースという形で、 例えば、この県庁内でもそういうスペースを提供するようなことになるのかどうか、その辺の 今後の考え方、方向性を教えていただきたいと 思います。

○鎌田情報政策課長 まずインターネット環境 等の御質問でございますが、インターネットを 支える基盤として、光ファイバーというのが一番なのですが、県内世帯のカバー率――これは 国のほうで調査しておりまして、95.1%程度の 世帯で光ファイバーを使えるような状況になっているということでございます。

全国平均では98.8%ということで、本県を含めて、まだ若干残っているわけですが、国におきまして、本年度、こういった光ファイバーの整備を前倒しで進めるということで、500億円ほど補正予算を組みまして、来年度末ぐらいには、ほぼ全ての世帯で利用できる環境を整備しようとしています。本県でも未提携地域が残っている市町村については、本年度から国の事業に積極的に手を上げておりますので、来年度になればほぼ100%に近い環境になるのかなということで、一応ネットワークの環境整備は進むだろうと思っております。

あと、Wi一Fiにつきましては、今、総務

省が所管している事業では、特に防災面での整備のための補助事業があって、これは学校などを避難施設として使う場合に、情報の収集が必要だということで整備を補助する事業に各市町村で取り組んでいるところでございます。

また、それ以外にも、各市町村が独自に取り組んでいるものがございまして、私どもが調べている状況で、県内の各市町村、県も含めてですが、193か所でのWi一Fiの整備を進めているところでございます。

このWi一Fiというのは、観光客やいろんな方がインターネットに接続する際の重要な基盤となりますので、今後も情報通信事業者等と連携を深め、整備促進を進めてまいりたいと思います。

○川端中山間・地域政策課長 今回説明しました 9 市町村の取組の中に、山村・木材振興課の事業に取り組んでいるところが 5 つございまして、キャンプ場などでのWi一Fi環境、そういったものを整える事業をこちらの市町村でも行っている状況でございます。

**〇佐藤委員** ありがとうございました。一刻も早く100%になるように、インターネット環境を整備していただきたいと思います。

それから、キャンプ場等で写真を撮って送ったりとか、そういうことが今後も出てくると思います。宮崎県の隅々のよさを発信してもらうためには、インターネット環境やWi一Fi環境が今後も大事であろうと思います。今でも携帯電話がつながらない地域が結構あるわけです。宮崎県には魅力のあるところは多々ありますが、そういう環境が整っていないところがまだあると思います。その辺をしっかりと押さえていただいて整備を進めることは、この目的に沿うものであると考えます。

それから、Wi一Fiを設置しても簡単に接続できないと先ほども話しましたけれども、接続できないことがあるわけです。それでは意味がない。接続に非常に手間取る、もしくは質問しても、それを説明する人もよく分かっていないというような状況がまだまだあります。

それから、コワーキングスペースについての 答えをもらっていないと思いますが、いかがで すか。

〇川端中山間・地域政策課長 コワーキングスペースの整備状況ですか。

〇佐藤委員 県庁内とかの。

○川端中山間・地域政策課長 県庁の中ですか。 ○佐藤委員 はい。そういうことは考えていま すか。

○川端中山間・地域政策課長 県庁舎の中についてはコワーキングスペース等の話はまだ伺っていませんけれども、例えば、企業局の1階のフロアのロビーですがWi一Fi環境等が整っていまして、そこでうちの職員も都会の企業とリモートで打合せをやらせていただいております。ほかのところは、私もちょっと存じ上げませんが、そういった状況です。

○佐藤委員 この防災庁舎の1階にしても人が 集いやすいスペースとして考えられると思いま すし、日之影町、五ケ瀬町も新たな庁舎も建設 されますが、各市町村の庁舎も割と広いわけで す。そして、そこの市民の皆様、町民の皆様が 集まったりして会話をされている場面はよく見 ます。そういうところで活用できるような形を 今後取っていかれるのかなというか、取ってい くべきではないかなと思ったもので話をさせて いただきました。

**○坂口委員** 佐藤委員の今の質疑と大部分か ぶってしまうんですけど、総合的なソフトとハ ードの整備ですよね。県、市町村、そして民間の役割分担、それから、そういったソフトとハードの整備について大まかでいいんですけれど、スケジュール的にはどう考えておられるのか。 どれぐらいの間に、どういったところまで整備を進めようとされているのかというのと、どのぐらいを目途に整備が完成するのかということですね。

それとWi一Fi等についての通信関連では、 今、国の財政的な支援もあるということなんで すけれども、今後、隙間が出てくると思うんで すよね。様々なこうやっぱり投資をしていかな ければいけないような。その辺りの新たな財源 の確保については国とまた協議というか、そう いったものが必要になると思うんです。今から だから大まかでいいんですけれども、そういっ たもののスケジュールというのは、どんな具合 にこのチームで進めていかれるのか。

○川端中山間・地域政策課長 今後のハード面の整備の進め方につきましては、正直に言いますと、今はその体制を整えたばかりで、詳しく検討している状況にはございません。ただいま国のほうで、地方創生テレワーク推進交付金一地方創生の交付金で、3次補正で100億円、当初で150億円ほど予算を組んでおります。これは補助率が4分の3ということで、国のほうでもハードの整備をどんどん進めていこうということで力を入れております。

この事業が3か年だったと思うんですけれど も、そういうことで、今後しばらくの間、市町 村や民間にも補助する仕組みになっております ので、地方でどんどん整備が進んでいくと考え ております。

そういった動きに遅れないように、ソフトの ほうとか、実際にそういった企業に来ていただ くことが必要ですので、そういった誘致活動や 情報発信も含めて急いで環境を整えていく必要 があると考えているところでございます。

○坂口委員 そうですね。特にこの財源で民間となると、来るほう、受け入れるほうの新たな条件を整えなきゃいけない。競争をしていくという面でもちゃんと出てくると思うんですね。 そうなると、まず先立つのは財源の確保ということになる。

それから、県と市町村とがしっかり役割を分担していきながら、最終的な完成年度を目指すという中で動いていかないと、漠然とし過ぎるんじゃないかな。そのためには、さっき太田委員からもありましたけれど、法的な面も含めて、そういった整備というのは、やっぱり求めていかないといけない部分が出てくると思うんです。

それを先に示しながら、特に民間については 取り組むための意欲というか、そこに向かわせ るようなエネルギー源になるものを、何らかしっ かりと担保というか確保していくことが必要な 気がします。それがまず先のような気もするん ですね。だから今後はそこにもぜひ力を入れて いただきたい。

〇川端中山間・地域政策課長 そのように関係 課室のみならず、市町村や民間等も巻き込みな がら整備を進めていきたいと考えております。

**〇野﨑委員長** ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇野崎委員長** それでは、以上をもって総合政 策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れ さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時42分再開

## ○野﨑委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願いたします。

〇吉村総務部長 総務部でございます。本日の 説明事項につきましては、お手元に配付の総務 政策常任委員会資料表紙にございます目次に記 載しておりますとおり、宮崎県東京ビル再整備 事業基本計画案についてであります。

詳細につきましては、財産総合管理課長から 御説明いたしますので、どうぞよろしくお願い いたします。

○無財産総合管理課長 常任委員会資料の1ページをお開きください。

宮崎県東京ビル再整備事業基本計画の案についてであります。

東京ビルにつきましては、検討経過を節目節目で御説明申し上げてきたところでございますが、今回、再整備後の施設の内容や規模、整備手法等について、基本計画の案として取りまとめましたので、その概要を御報告させていただきます。

まず、1東京ビルの概要(現況)にありますように、宮崎県東京ビルは建設後48年が経過しておりますことから、老朽化により維持管理費がかさんでおります。容積率を最大限に活用できておらず、土地をさらに高度利用する余地もあるといったもろもろの課題を抱えておりますので、施設の方向性について検討してまいりました。

その結果、これらの課題の解決や財政負担の 軽減、将来にわたる高い資産価値の維持、県政 発展につながる利活用の可能性といった観点か ら、改修による維持や売却と比較しまして、再 整備(建て替え)が妥当だと判断していたとこ ろでございます。

これを受けまして、再整備を行う際の施設の機能、規模、整備手法について、関係者の意見等を踏まえながら検討を進め、昨年1月の常任委員会では、その検討の方向性について御報告を申し上げたところであります。

さらに、再整備において想定される整備手法 ごとの事業費についてシミュレーションなどを 行いまして、それらの結果を基に今回取りまと めたのが別冊の基本計画案でございます。

それでは、基本計画案の概要について御説明 いたします。

2の整備計画(案)を御覧ください。

東京ビルの再整備に当たりましては、建築可能容積を最大限に活用し、再整備(建て替え)を行いまして、余剰容積に民間施設を導入して、土地の地代収入を得ることによって県の財政負担の軽減を図り、当ビルの機能の維持・向上を図ることとしております。

敷地が狭小でありますことから右下の建て替え後イメージにありますように、県施設と民間施設の合築となると想定しております。

(1)施設の機能・規模案についてを御覧ください。

職員宿舎・職員寮は、現在ビル内に34戸ございます。不足する分を民間借り上げ等により確保しておりますが、建て替え後は都内に勤務する職員の数を踏まえまして、ビル内の1か所で40戸を確保したいと考えております。

学生寮は、現在は男子のみ2人1部屋で、50室の定員100名となっておりますが、建て替え後は、女子も対象としまして、セキュリティーの確保のため男女のフロアを分けて、それぞれ1フロアを使用することを想定しております。

1フロアで確保できる部屋数は再整備を行う

民間事業者の提案次第ではございますが、現下のコロナ等の感染症対策のため、個室で、かつ室内にトイレ・シャワーブースを設置することとしまして、この場合に設置可能と思われる男女各25部屋を最低水準として求めたいと考えております。これよりまして、定員は男女を合わせて50名以上を想定しているところでございます。

フロンティアオフィスは、所管部局からの意見を踏まえまして個室5部屋を確保し、会議室は現在とほぼ同規模の部屋を確保することによって、現状の機能を維持したいと考えているところです。

次に、(2)整備手法案についてであります。 当ビルの再整備につきましては民間施設を導入しようということで、民間活用による整備手法であるPFI方式と定期借地権方式について、メリット・デメリット、現時点で想定される事業費の面から比較検討を行いました。

2ページを御覧ください。

まず、PFI方式と定期借地権方式のそれぞれについて、県施設部分を県が所有する場合と民間事業者が所有する場合とがございますが、事業費のシミュレーションにより、いずれの手法でも県が所有するほうが事業費を抑えられるという結果となったこと、将来的に県施設部分の機能等を変更することが可能なことなどから県が所有する方策が望ましいと判断し、今回の資料では、PFI方式で施設を県が所有するBTOと定期借地権方式で県が所有を行う、その2つの場合についての比較を記載しております。

1、整備手法の概要にありますように、PFI方式は、PFI法及び契約に基づいて、民間事業者が、県施設と民間施設の整備、維持管理、運営等を行うものです。

県は、県施設の整備、維持管理、運営等の対価をPFIの事業期間中にわたって民間事業者に支払い、民間事業者は借地期間中の地代を県に支払うというものです。

定期借地権方式は、契約に基づいて民間事業者が県施設と民間施設の整備、維持管理、運営等を行うものです。

なお、民間事業者が行う県施設の維持管理、 運営等の有無及びその範囲は、民間事業者の公 募の際の公募条件によることとなります。

県は、県施設を購入し、その購入費用を支払 うほか、維持管理や運営等を民間事業者に業務 の範囲に含める場合は、事業期間中にその対価 を払うということとなります。

民間事業者のほうは、借地期間中、地代を県に払うという仕組みでございます。

それでは、2、整備手法の比較のほうを御覧 ください。

一番左上の欄にありますように、いずれの方式においても、地代収入が得られる点、民間のノウハウ、創意工夫の発揮によりコスト削減ができるという点でメリットが考えられます。民間施設との合築となることによる一定のリスクが存在すると認識しているところでございます。

両方式の異なる点を申し上げますと、PFI 方式の場合は、県の財政負担を平準化できると いうメリットがある一方で、手続の煩雑さや、 これらのために必要となるコスト等により民間 事業者に負担がかかり、応募者数の減少が懸念 されるといったデメリットが考えられます。

定期借地権方式場合は、手続面での自由度が高いこと、それによって多くの応募者が見込まれ、事業者間の競争が働くことで、よりよい提案ができるのではないかというメリットがある一方で、県施設部分の購入費用が初期に発生す

るというデメリットがあると評価しました。

また、事業面においては、一定の条件の下でシミュレーションを行ったところ、下の図にありますようにPFI方式はSPCの設立や運営費等のコストがかかるというところで事業費が高くなり、定期借地権方式のほうが事業費全体の負担を削減できる見込みとなったところでございます。

これらの比較検討の結果を踏まえ、東京ビルの再整備における整備手法については、民間の 創意工夫が発揮され、コスト削減が見込まれる 定期借地権方式の県所有方式を採用したいと考 えているところです。

なお、図の一番左側に、同様の条件でシミュレーションを行った県単独で整備した場合を参考として記載しております。

県による建設の場合と比較しましても、定期 借地権方式による場合は、民間による事業費の 削減と地代収入ということで、県負担額を大幅 に削減できる見込みとなっております。

資料左側の1ページの(3)整備スケジュール案を御覧ください。

現時点での予定ではありますが、令和3年度から4年度にかけて、再整備を行う民間事業者の公募に向けた準備、公募・選定の手続を進めまして、選定した事業者との協定締結を行い、令和5年度までに基本設計、実施設計、現在の東京ビルの解体及び定期借地契約の締結を、令和6年度から7年度にかけて新ビル建設を行いたいと考えております。

今回、基本計画案としてお示ししましたので、 委員の皆さんの御意見を頂きながら進めてまい りたいと考えております。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。 質疑はございませんか。 ○来住委員 学生寮に関係するところをお聞き しますけれども、現在は定数100名と、50室で1 つの部屋に2人入るというもので、これが建て 替え後は50名になるんですが、現在は50室に何 名の学生が入居されているのかをまずお聞きし たいと思います。

○無財産総合管理課長 現在はコロナの関係で、 充足率よりもちょっと下回っているところでご ざいますが、例年であれば、7割から8割程度 は充足している状況でございます。

ちなみに、今年度の入寮者数は、100人に対して72名の入寮ということでございます。

○来住委員 そうすると、今年でも72名、これは男性だけだったと思うんですけれども、しかも2人で1つの部屋で、今度はこれを1つの部屋に1人ずつ入ってもらうことになるんですが、それが50部屋になると。学生さんにしてみれば、もっと部屋があったほうがいいのではないかと。現に今より学生が入る部屋数は少なくなるわけだから、その点はどう理解すればいいのか。やっぱり親御さんにしてみても、学生寮ですから、他の民間のアパートからすると、若干安く入れると思ったりするんですけど、その辺はどう理解すればいいんでしょうか。

○無財産総合管理課長 今回の整備する施設の 規模につきましては、教育サイドからも意見を 頂きまして、一定の方向性としてまとめたもの でございます。

実をいいますと、当該東京の学生寮というのは、東京近辺、不慣れな都市近郊に少しでも慣れていただこうということで、整備当初は1年に限って入寮していただいていた施設でございます。ところが、学生数の減少や少子化の流れもあり、施設を有効に活用して稼働率を上げようという観点から、現在は2年、3年と継続し

て入寮できるような仕組みで運用しているところでございます。全体として今回整備する25部屋が不足するとか、少ないというふうに結論を出したわけではございません。

○来住委員 そうすると新しく建て替えた後は50室、50名ということになるんですが、そこを利用する学生たちは、例えば1年間とか、そういう条件をつけるんですか。先ほど言われたように、今は2年間というお話があったんですが、今後はその入居の条件はどうなるのですか。

○蕪財産総合管理課長 実際、具体的にどのように運用するかについては、まだ決定しているわけではございませんが、当該施設を当初建設したときの考え方は、東京に初めて出て行ったお子さんたちが、東京近郊の生活に慣れるためのスタートアップのための支援事業であるということで、大きくは目的は変わっておりませんので、そういうニーズが高い、募集が多くなったときには一定の制約をかけるということも考えているところでございます。

○来住委員 分かりました。多くの学生が県内から東京近辺に行かれると思うんです。そのうちの一部の学生が現在利用しているわけです。 1年間とか条件をつけるというのはよく理解できるんですが、親御さんたちから見ても、やっぱり勉強する上で経済的な負担が少ないほうがもちろんいいわけです。そういう点では、僕は逆に50室でなくて100室、100人収容できるぐらい増やしたほうがいいのかなと思ったりしたんですが、逆に若干減るものですから、ちょっと気になるところです。その辺は改めてどういうふうに理解すればいいんでしょうかね。

○無財産総合管理課長 確かに施設として余裕があるに越したことはないと考えますが、整備をするにあたり、既に現在でも、当初は1年だっ

たのが、2年に伸ばし、2年が今状況的には4年以上、4年間ずっと入寮しているという実態もございます。

当初の目的からかなり外れた運用をしているところもございまして、そういったところでは、幅広くいろんな方に当初のスタートアップとしてのメリットを享受していただくという意味では、御意見を頂いた中では、当該規模が妥当ではないかと判断したところでございます。どこまで整備をするかにつきましては、教育部局とか、そういったところの意見を踏まえて検討した結果でございます。

○坂口委員 関連してですけれども、まず東京 での生活に慣れさせるためというのが第一というか、ほぼ全ての目的とすれば、やっぱり先輩 がいて、少なくとも2年ぐらい過ごさないと目 的が達成できないというのと、経済的な負担を 軽減してあげることを考えたときに、どちらを 優先すべきかというのが、まだ頭の中でしっく りと整理できないなと思っております。

それから、経済的負担を軽減するということに比重というか、大きな目的として捉まえたときに、他の民間の住まいを借りるよりも明らかに経済的な負担は軽減できると思うんです。東京での生活に慣れる、東京に早くなじむためには、果たして民間か寮かとなると、これは甲乙つけがたいという、そこのところがしっかり説明できるのかなというのが一つあるんですよね。今ちょっと湧いた疑問として。

それと今言われるように、70人ぐらいが住んでいるところに、これを男女合わせて50人、フロアごとに25部屋で分けたときは、一方のフロアが5名しか入っていないが、別のフロアはは満杯になって増やすことができないとなると、男女合わせて30名しか住めないですよね。

それから、今回のこのコロナ禍での反省点で 見ると、1フロア全てを1つのスペースとして いると、どこかでそういった消毒なり何なりの 必要性が出たとき、1フロアは全て出ていただ いて、しっかり安全を確保するときに、これは25 部屋をもっと細分化して、スペースをしっかり 仕切っていく。そうすると、そのスペースだけ を空ければ、そこを徹底して消毒することがで きるのと、男女を入れ替えて、そのフロアはこ ういう状況で男性フロアになりました、女性フ ロアになりましたということで、小回りが利く とかいったところ、なるほど、今の来住委員の 指摘のとおり、まだまだ不十分だなと。それら も踏まえて、なおかつこの借地方式というのが 成り立つとすれば、それはこれからまた一考す べきではないのかという気がするんです。

これは、やっぱり無駄がぽんと出てきて、それで目的が達成できなくなるような気がします。だから東京でなじむといったら、むしろ民間のアパートのほうがいいよという部分もかなりあるような気がするんです。先輩や社会人、あるいは宮崎にゆかりのある方が近くにいたりですね。そこをもう少し詰めたほうが説得力を持つのかなと思うんですけれど、どうですか。

○無財産総合管理課長 確かに経済的な負担に ついては、初めはお金がかかるので、初期の費 用を軽減したいという意図もありますので、現 在の施設におきましても、近隣のアパートより は大幅に安い形でお貸ししている状況でござい ます。

今後も当該施設の学生寮については、同様の 配慮を図っていかなくてはならないとは考えて いるのですが、定借を民間の知恵を活用しなが ら、今回の手法でいろんな提案を頂いて、少し でもサービス全体の向上が図られるような提案 が頂けるような形で進めていきたいと考えておりまして、今回提示する25部屋というのは、あそこに通常の建物を建てた場合、各個室にシャワー・トイレを付けた場合に25部屋程度は作れるであろうというところを確認したというところでございまして、そこの部分や運営方法についてもいろんな意見を頂きながら進めていきたいと考えているところでございます。

そこの当初の部分についての在り方については、教育サイドの意見を頂きながら、今回の部分については必要なのかと協議をさせていただいたのですが、現在の人口減少の少子化の流れの中で、状況的には十分ではないかという意見を頂いており、こういった設定をさせていただいているところでございます。今後進めていくに当たってその部分を教育サイドに介しながら御意見を頂き、運営方法については、民間から提案を頂く中で、どういった形で反映できるかといったところで盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○坂口委員 ですね。それで負担軽減という意味からいえば、部屋数は多いほうがいいわけです。それから小回りが利くという意味では、25部屋ずつで固定して、空いている、足りないというふうな、そういった何かちょっと不合理な面が出てきたときに解決するために柔軟性を持たせる。しかもプライバシーはしっかり守らせるとかいうのがある。

特に財政負担というか、保護者の経費負担となると、官と民と考えたときには、明らかに東京寮が有利ということで、それに民間を代替えさせるということは補助でも出さない限りはちょっと不可能ですよね。この比較をすると、明らかに負担軽減では、寮に1人でも多く入れるというのが、県としてのあるべき姿かなと。

それから、先ほども言いましたけれど、東京になじませるというのは、果たして甲乙どちらにつけられるかというと、僕はむしろ不利なような気がするんですね。ましてや1年で切るとなったら、東京になじむという目的というのはなかなか達成できないととになりますから、ここはもうちょっと柔軟性を持たせて、ある意味ここは空白として提案させて、それを評価していくほうが一やっぱりここで25部屋に合わせた提案をしてきますよ。そこでのぶれは明示された要求条件も要求水準を満たさないと明示された要求条件も要求水準を満たさないとしてなり、選考のときにそういう評価の仕方からは減点を幾らやるかという対象で、加点対象にならないと思うんですよね。

そこまで考えると、恐らく25部屋で固定すれば、提案では25部屋の提案しか上がってこないと思います。だから、そこはもう一回じっくりと。そして教育委員会側の意見というのも、男女、しっかりと――例えば五ケ瀬中等学校がそうだったんですけれども、入学枠をつくるのにも男女を分けられて、それはもう絶対駄目だめだということで、これは法的に通用しないからだろうから対等に扱いますと、的確に対応しますといったように、柔軟性を持たせる部屋の設計の在り方、フロアの設計の在り方はもう一度考慮するほうがいいような気がしますね。

○無財産総合管理課長 御指摘を頂いた内容は、 ごもっともだと考えております。なお、今回御 提示するのは、民間側に募集する場合に一定の 規模の中で、最低限どういった施設が必要かと いった規模の設定が必要となるものですから、 このように設定させていただこうということで 御提示したものです。

ですので、御意見を頂きましたように、提示

するに当たっては、今回御提案しているところも25室以上というふうに書かせていただいたのは、最低でも25部屋は確保してほしいよという意図です。そして、どう運用するかについては、これからつくる公募条件の中の要件設定の中で、どういった形の設定で幅広く意見がもらえるかを考えていきたいと思います。そういった意味では、今回頂いた御意見を参考にしながら、今後基本計画の中で最低の要求水準を定めた上で、どういったサービス向上について提案が頂けるかというところに自由度を持たせながら、要求水準設定案を整備していきたいと考えているところでございます。

○坂口委員 ですね。そこのところをしっかり 研究しながら、条件として示されたほうがいい ような気がします。

そして、特に2階と3階とが固定されても、 男性は駄目だ、女性は禁止だというような設計 になってしまうと融通が利かないので、これは もう当然なんですけれど、まずは第1の募集的 には、男性何名、女性何名でやるべきで、せっ かくの部屋が空いてしまって希望者もいない、 こちらでは抽選により誰かに遠慮してもらわな いといけないという事態には、やっぱりそれを 有効に活用して、また相手のニーズを満たして あげる。それが県有施設、固有施設の運用上、 一番大切なことだと思うんです。

提案者側が25室以上となったときは、部屋数は増えたほうが有利なのか、それとも部屋はスペースが広ければ広いほど快適な環境は確保できますから、環境を確保すべきなのか、あるいは将来の家賃を確保させるほうが有利なのかというのは、それは選考の基準として示さないと、今度は評価のときに甲乙つけ難いと思うんです。選考委員の意見が極端に割れるかもしれないで

すし。

だから、そこはもう少し踏み込んでしっかりと検討して、業者の判断に任すべき領域じゃなくて、県がしっかりとした方針を持って明示する固定条件にすべきぐらい大切な点だと思いますので、ぜひそこら辺のところを今後検討して取り組んでいただきたいと思います。

○無財産総合管理課長 しっかりアドバイスを 頂きましたので、それを踏まえながら次の段階、 要求水準書を検討する段階で配慮させていただ きたいと考えております。また、その水準案の 方針をある程度固めた段階で、また御意見等を 伺えればと考えているところです。

〇山下委員 今の関連ですが、現在の東京の学 生寮の家賃というのは、幾らですか。

○無財産総合管理課長 現在は月額1万9,450円となっています。近隣の一般のアパートは安くても7万円ぐらいといった状況ですので、老朽化していますけれど、大幅に安いという状況でございます。

○山下委員 それと、宮崎県内から東京近辺――東京都に固定しましょうか――東京都に毎年大学に入学される方の人数を把握しておられれば、教えてください。

**○蕪財産総合管理課長** しばらくお時間をください。

データは古くなるのですが、令和元年度に関 東圏・首都圏へ進学している学生数が800人程度 というふうに伺っております。ただ関東近辺で すので、具体的に近隣でというところについて は、ちょっとデータを持ち合わせていません。

〇山下委員 そうすると、今までは2人部屋で したので、入寮しづらかった部分もあると思い ます。1人部屋になったときに数が減るような ことになると、先ほど、坂口委員からも指摘が ありましたように、例えば今の寮費が5万円になったとしても、東京近辺では、すこぶる安いわけですよね。そうしますと、親御さんとすればそこに入れたいと考えると思うので、平等性を担保するためには、ある程度の部屋数を用意しないと大変ではないかと思います。先ほど検討するということでしたので、十分検討していただくようにお願いをしておきたいと思います。 **〇佐藤委員** 本年初でありますので、総務部の皆さん、本年もよろしくお願いたします。

今の山下委員、坂口委員に関連してですが、この東京ビルは、大学生にどれだけ周知してあるのか。その700~800人いる新たな大学生――毎年700~800人ということでしょう――掛ける4とかになるわけですが、相当数いるわけです。その方たちが知っているのか、周知してあるのか、この辺は把握されていますか。

○無財産総合管理課長 当該現在寮の運営につきましては、指定管理制度というのを使っておりまして、その選定に当たりまして、どういった形で周知を図り、募集を図るかというところの内容によって評価をさせていただいております。現在は県のホームページや特に大学に進学する高等学校といったところでの周知を積極的に行っているところでございます。

また、ホームページとか、近郊の部分への周知とかPRとか、そういったところについても十分行っているところでございます。

○佐藤委員 それだけの数の学生がいながらまだ空きがあるというのが不思議ですね。家賃も2万円を切って1万9,450円と、びっくりする。 宮崎県内よりも安いと思うんです。そういう家賃でありながら部屋が埋まらないという状況。

それから、この職員宿舎というのは、県の職員さんや本県出身の学生のためという考え方だ

と思うんですけれども、このニーズに対するこの34部屋から40部屋という数字ですけれども、これはどのような割合になるんでしょうか。

○無財産総合管理課長 当該部分については県の職員ということで、東京事務所等を主とした職員が例年どの程度いるかというところと、関係省庁や民間施設に出向で東京に住んでいる職員もおりますので、そういったところの総数を人事当局と協議をした上で設定した数字が40部屋というふうに決定しているところです。

**〇佐藤委員** それが現在はもうかなり埋まって いるということでよろしいですかね。

○無財産総合管理課長 現在は、職員寮の中に 入っている職員プラス、派遣元で用意している 施設、それと民間に借り上げている施設等もご ざいますが、東京に住んでいる者が1か所にい ないということが危機管理の面からも問題があ るということで、今回は1か所に集めるという ことで40部屋という数字を設定させていただい たところでございます。

**○佐藤委員** 今現在は、この34部屋で充足しているということですか。

○無財産総合管理課長 はい。100%充足しております。

○佐藤委員 ありがとうございます。この建て替え後のイメージを見ますと、学生がそれだけの数いながら、利用者が少ないのでは──計画策定の背景に県政発展につながる利活用の可能性を探るというようなことも書いてありますけれども──もっと多くの大学生が宮崎県の東京ビルを使えるような仕組を。この建て替え後のイメージで、家賃が安いので成り立たないということであれば、先ほど山下委員からも7万円払うのに比べれば、5万円でも安いじゃないかという話がありましたけれども、1万9,000円で

はなく、もう少し上げて、そして負担を軽減し ながら部屋数を増やして生徒を入れて、そして 宮崎の東京ビルがあってよかったと言えるよう な仕組みにしたほうがいいのではないかという 思いがしたんですが。

○無財産総合管理課長 この学生寮の部屋数の 設定につきましては、何度も御説明を申し上げ ましたとおり、当方の判断ではなくて、教育サ イドとか、実際の利用者の中で、この程度必要 だといった数字を今回設定させていただいたと ころですが、確かにサービス向上とか、県政発 展といった意味合いも当然ございますので、そ ういったところが、今後の民間の中からの提案 の中で、少しでも反映できるような形で進めさ せていただきたいと考えているところです。

**〇佐藤委員** よろしくお願いします。

○太田副委員長 こういう県有施設を造る場合に、県内に施設──県の施設は大体県内に造りますけれども、そういうときには地元の企業を採用というか、入札のときに地元にできるだけ金が落ちるようにということで、いろいろ配慮されると思います。こういう県外に、東京に県有施設を造る場合、入札業者とかは県外の関連業者が参加するのか。宮崎県としても、宮崎県内の業者がそこに参画にできるような形になるのか。県外の場合は、宮崎県内にもお金が落ちる可能性があるんですかね。実際はどうなの。

○無財産総合管理課長 その県の部分についての関与度とか、県の地元の有利性についてというのを、今後どういうふうに反映していくかについては、確かに課題があろうかと考えております。

今回取りまとめたものは、県の施設として整備すべき部分についての最低の要求水準というか、要求の規模感を今回計画案として取りまと

めさせていただきまして、次の段階はどういった形で民間の人たちに提案を求めるかという段階になろうかと思いますので、その中で少しでも宮崎県の独自性とか、県政の発展につながるような提案が上がるような形で、直接的には県内企業がどうやって参入できるかといったところも含めて、提案内容に盛り込める形で検討を進めてまいりたいと考えております。

○太田副委員長 2ページにシミュレーション のイメージ図があります。これは一応県が直接 やった場合も含めて、3つの案がありますけれ ども、これは県がやると事業費が高くというイ メージです。

でも、考えようによっては、県がやって高くついたけれども、それは、県内にお金が落ちるんだということであれば、多少高くてもいいんじゃないのか、というこう判断の材料もできるんですけど。東京に造ったときに、ほとんど業者は東京の業者で、働く人たちも東京の人たちが働いて、ほとんど向こうにお金を持っていかれてしまいますということであれば、多少PFI方式とか定期借地権方式等、経費を削減するという点に力点が置かれていくだろうから、そういう選択になるかと。

だから県外にこういう施設を造る場合に、宮崎県の業者がどれだけ関与されるのかというのも、私たちが判断するときの材料になるのかなと思いました。

最後に、2ページにシミュレーションの図が 書いてありますけれども、金額が打ち込まれて いないので、この図の書き方によってイメージ がどんどん変わってくるものですから。今度は 別冊の基本計画案を見てみると、これでは14ペ ージに事業費用についてということで、やっぱ り同じようなシミュレーションで、この定期借 地権方式は一番安いですよというイメージで書いてありますが、金額的にどのぐらいというのがないものですから、金額的な数字でも大まかにでも分かれば示せますか。

私たちは定期借地権方式が一番安いんだなというイメージを持ちますけれども、根拠として数字的なものがある程度示せるのであれば聞いておきたいなと思いまして。

○蕪財産総合管理課長 今後公募とかそういっ た形で提案を求めることとなりますので、最終 的に事業費をお示しするのは、次の予算とか、 そういった中での御説明になろうかと思います。 実を申しますと、今回のシミュレーションは、 整備手法を比較するに当たって一定の条件を入 れて計算したものでございまして、先ほど委員 がおっしゃいましたような県が単独で造るより も安くなるとかいったところにつきましては、 当該施設の土地を有効活用することによって合 築方式になるので、県と共有部分が圧縮できる といったところを今回の施設整備の中の費用と して見込んでおりまして、県内であろうとか、 公共だから高くなるとか、そういったところに ついては考慮せずに比較検討させていただいて おります。

そういった形で、一般的に比較検討をすると、 定借が一番安くなるといった結論だけをお示し するという形で図示をさせていただいたという ことでございます。

事業全体につきましては、現時点では難しいんですが、これから求める公募条件とか、そういったところをお示しする中で、少しでも地元の方の参入できることに評価ができるような仕組みを設定するとともに、そういった中で県が支出できる金額とか、そういったものをお示ししながら御相談を申し上げたいと考えておりま

す。

○佐藤委員 先ほど学生寮は7割の充足率とあ りました。周知を業者に任せてあるということ ですが、これはやっぱり県の財産でありますの で、それを有効に利用するためにはもう少し踏 み込んだところも業者に任せるのではなく、例 えば広報に案内を出すとか、東京に進学する子 供たちに、先ほどの数字で言えば、今現在、大 学生が3,000人程度いるわけですから、その人た ちにアンケートを取るとか、さらに今度は新し く建て替えますよという案内もして、きれいに、 こういう形でやるんだとモデル的に示していく ことによって、100%埋まっていくだろうし、そ ういう希望者が多ければ、部屋数を増やしても 採算は合うんじゃないかということにもなって くると思うので、その辺まで踏み込む必要が、 県として必要ではないかなと思いますが、どう でしょう。

○無財産総合管理課長 実を申しますと、そういった手続はこういった建て替えを進めるに当たって、昨年度に学生さんや親御さんに対してアンケートを実施しております。そういった中で、求めるものについては、現状程度は欲しいという意見を踏まえて、今回提示させていただいているというのが、考え方の基本にございます。

あと周知の方法につきましては、指定管理制度を定めるに当たって、その業者に求めているという水準でお示ししましたが、当然県の施設でございますので、充足率を上げようとか、有効に活用していただくために東京事務所の職員と一緒になって協力しながら、県も新聞・テレビ、ホームページ、そういった形で周知公告を図っておりますし、指定管理業者がこちらに出向いたときには、一緒になって高等学校とか、

そういったところに対しても周知徹底を図っているところでございます。 県施設が有効に活用できるということについては、今後とも進めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 そこのところは、すごく大事な部分かなと思うんです。私がこの議会に出てきた時分からもう30年ぐらいになるんですけれども、東京寮が築20年前後ぐらいだったんでしょうか。その当時は見劣りするという状況じゃなかったと思うんです。

たしか僕のそのときの解釈の間違いと記憶の間違い、両方を含めてあるかもしれませんが、 4年間借りたいけれども、やっぱり希望者が多いから2年で区切ってくれという時期があったような気がするんですよ。だから2年たったら、何とか4年借りられないんですかという要望がかなり来ていたのと、東京寮を申し込んだけれども入れるかどうか分からないので何とかなりませんかという相談をたくさん受けた時期があったんです。

そうなると、これが新しくなったときに、ほかと比べて決して見劣りしないという感じになったときは、その規模は今のような25部屋を満たせるか満たせないかという水準じゃないんじゃないかと思うのと、25部屋になって1年で交代だと、25部屋が埋まっていればいいけれども、どうしても借り手がいないときは、2年、3年、4年と貸してあげれば、借りている人はすごく喜ぶ状況というのは変わっていないんじゃないかなと思うんですよね。

それから、家賃にそれほど差があれば、他と 比べて、それ以上のスペース、それ以上のグレ ードじゃなくても、それなりのある一定以上の グレードなり利便性というのが保たれればいい ということで、基本的には僕はやっぱり部屋数 は多いほうがいいのかなという気がするんですね。そこのところをぜひ踏まえてほしい。

最後に、今、地元――地産地消かも分からな いけれど――県内業者がここに加わることに よって、競争が優位になるというふうな、言わ ばJV方式とか、あるいは単独でも地域性を考 慮した選考となっていくと、結果的に失敗する 可能性は高いと思うんですよ。こちらの人たち が東京に出て行ったら、型枠工、鉄筋工、何一 つ確保できないですよ。そうなると、また向こ うでそれを調達するためにかなりの経費増とな ると業者が一番知っているので、入札に手を上 げてこないから。そこは広くやっていって、そ して法的にも民間の経済行為に制限をかけるよ うな条件は決してつくらずに、それでいながら、 なおかつ宮崎に少しでも有利という方法を考え られた業者選定にしていかないと。あまり最初 から固定して、そこへ置いておくと、今の実勢 の相場なんかを見たとき、大けがをするという 可能性があるかなという気がするものですから。

○無財産総合管理課長 部屋数とか、そういったところにつきましては、これから提案を求めることになりますので、少しでも多くを確保するほうを有利に働くような形での条件設定とか、そういったところを図ってまいりたいと考えております。

また、運営の仕方――公平に寮に入寮できる 仕組みづくりにつきましては、現在においても 課題であるというふうに認識しておりますので、 どういった形で公平性を保ちながら入寮者を決 定していくか、今後とも検討してまいりたいと 考えております。

また、地元への配慮といったところにつきま しては、委員の御指摘も当然ございますので、 どういった形で評価するかといったところにつ いては、一定の方向性を検討させていただいて、 また皆さんの御意見とか、そういったところを 踏まえて決定していきたいと考えております。

○野﨑委員長 ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

**〇野﨑委員長** 委員会を再開いたします。

その他で、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○野崎委員長 それでは、以上をもって本日の 委員会を終了いたします。

午前11時37分閉会

## 署名

総務政策常任委員会委員長 野 﨑 幸 士